

飯山市福祉センター3階
あじさいの会
絵画展示中



素敵な作品が展示されています
ご覧下さい！



携帯電話でアクセス

第61回 社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

飯水地区保護司会では、例年7月1日を「社会を明るくする運動」と位置づけ、飯山市青少年育成市民会議、飯山市更生保護女性会との協働で街頭活動を実施しています。

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない社会を築こうとする全国的な運動です。

保護司の活動は、犯罪をした人や非行歴のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。地域の事情等を理解しているという特性を活かし、保護監察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体を始めとする



街頭活動中の保護司の皆さん

関係機関・団体と連携して犯罪や非行の防止のための活動などを行っています。全国で約5万人が活動しています。

【犯罪予防活動】
具体的には、地域の人々の協力を得て、非行防止や薬物乱用防止などの座談会・講演会の実施や啓発



活動を行います。また、青少年の健全育成を図り非行を防止するという観点から、青少年が参加できるような活動の場などを提供しています。
このような幅広い活動に、地方公共団体や学校、関係機関、団体、地域の方々と連携しながら取り組んでいます。
皆様のご協力をお願いします。

緊急時連絡カード記入掲示運動

上町区清清会の取り組みから

【内容】

上町区(飯山)では、70歳以上の区民全員加入を目標に、清清会が平成21年4月にスタートしました。毎月1回、上町区集落サロンと共催で開催する定例会や、市内の施設見学などの日帰り研修会・湯の入荘行きなどの事業を行っています。

現在会員は、96名(平成23年4月現在)います。家族と同居している世帯であつても、家族が通学・通勤・商売などのため、日中不在となる世帯も多く、時間帯によっては高齢者のみになる場合が多くあります。このような状況の中で、病気や事故、地震などの災害時の対応に不安を感じる会員が多くいます。

定例会などの活動を通してお互いを理解し、連携を深めるため日常的な事業として、『緊急時連絡カード』記入掲示を取り組み始めました。

- ① 緊急時連絡カード様式
会員が自分で記入して保管することを原則とします。ただ、毎年情報を更新する必要があるので更新し、様式に記入して提出していただきます。
- ② 毎年4月1日現在で更新します。(変更があつた場合はその都度変更します。)
- ③ 掲示・保管場所は、見やすいところに貼



緊急時連絡カード

るなどの他、プラスチックスのボトルに入れ、吊り下げたり、冷蔵庫の牛乳などを入れる場所に入れておきます。
④ 冷蔵庫に保管する場合、そのことを知らせるチラシを、冷蔵庫の扉等に貼っておきます。
上記の流れで取り組みを進めていきます。
上町区の助け合いの取り組みについてご紹介させていただきます。

社会福祉協議会でも、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して引き続き取り組みをしていきたいと考えています。

飯山市長と市老人クラブ連合会理事懇談会

飯山市老人クラブ連合会長 小林常男

6月15日(水)に足立飯山市長と市老人クラブ連合会理事との懇談会が行われました。

「高齢社会を支える心の優しい友愛活動」を目指して地域のネットワークの重要性を考えています。

① 休会している地区老連の復活と会員加入促進については、敬遠されがちで、老人クラブですが、老人福祉法を理解していただき、各地区の活性化センター所長にお願いして集落の区長及び民生委員の皆さんに休会している地区の復活と会員の加入促進に行政からも協力していただく事をお願いしました。

② 地区老人クラブ連合会の事務局については、各活性化センターに一部の事務委



足立市長と市老人クラブ連合会理事の皆様

託をお願いしました。
③ 県・市老人クラブ連合会の各種大会・視察研修等の参加に必要な交通機関について、バス利用をお願いしました。
その他、色々な意見・要望などがありました。足立市長様は快くご理解していただき、有意義な懇談会になりました。

わくわくとうど塾

車イスバスケットに挑戦

福祉体験教室「わくわくとうど塾」では、6月18日(土)に、長野県障害者福祉センター(長野市)で、車イスバスケットチームの「流星クラブ」の皆さんと一緒に車イスバスケット体験を行いました。

ルールを学び、パスの練習などを行った後、チームに分かれて試合を行いました。操作はなかなか難しく大変でしたが、参加者は汗びっしょりになりながら



流星クラブの皆さんから教えていただきました

介護保険事業

Q&A パート② お金のコト

Q うちのおばあちゃんは『要介護1』の認定を受けています。

自宅のお風呂に入りたいけど、昼間は家族が留守になつてしまつので、訪問介護(ヘルパー)を利用したいのですが、どのくらい料金がかかるのでしょうか？

A 訪問介護(ヘルパー)を利用するにあたり、入浴は「身体介護」に該当し、時間(1時間未満)として料金は4020円。自己負担額(1割負担)402円になります。

着脱介助・入浴介助を行いますので、安心してご自宅でもお風呂に入ることができます。